

別表（第4条関係）

小鹿野町農地活用事業補助金補助対象事業区分及び補助対象経費

事業区分	事業種別	内容	補助対象経費	補助率等
再活用事業	農地再生	緑肥作物、景観作物の栽培による農地再生	栽培に必要な種苗に要する費用、耕起・維持管理に使用する機械等の燃料費、その他町長が特に必要と認める経費	10分の8以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、上限5万円
	既存農作物拡大	次の農作物作付による既存農作物拡大。ただし、同一圃場への同一農作物の補植は除く。 1 柿 (1) 蜂屋 (2) 平核無 2 かぼす (1) 大分1号 (2) 祖母の香 (3) 香美の川		
提案事業	新規農作物導入	販売を目的に行う新規農作物導入。ただし、再活用事業に掲げる農作物は除く。	栽培に必要な種苗に要する費用、肥料や農薬等の消耗品費、耕起・維持管理に使用する機械等の燃料費、耕耘機械のリース料、	10分の6以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、上限5万円

	有機農業参入	販売を目的に行う有機農業への参入及び転換	農地の賃借料、耕起・刈り払い・抜根・収穫等の作業の委託に要する経費、土壌改良	てた額) とし、上限50万円
	ソーラーシェアリング	営農型太陽光発電設備下での農作物作付	資材に要する費用、その他町長が特に必要と認める経費	